

虐待防止の指針（訪問リハビリテーション）

当事業所における虐待防止のための指針を次の通り定める。

1 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為に該当することもある許さざる行為である。

当事業所は、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、もって高齢者の権利利益の擁護を実現する。

2 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 病院内に各種委員会内に虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会は、年1回の定期的開催（以下「定期委員会」）と、虐待被疑事件が発生した場合の適宜開催（以下「適時委員会」）の二種類とする。なお委員会は定期・適時ともに同一の主体が行い、構成員等は変わらない。

(3) 委員会の構成員は15名とし、委員長と副委員長を各一名、互選により選出する。

委員長は虐待防止の一連の措置を適切に実施するための担当者を兼任する。

副委員長は委員長の業務を補佐し、委員長不在など緊急時には委員長の代役を務める。

委員会の議事録を作成する書記を一名、委員会ごと（／停職として）に選出する。

(4) 委員会に、虐待が疑われる場合の相談・通報窓口を設ける。窓口担当者は一名を委員会に互選で定め、持ち回りとし、委員以外の者とする 것도できる。

(5) 定期委員会は、主に組織体制や研修など運営に関する事柄を扱い、適時委員会は通常業務において発生する事件に随時対応するものとする。

(6) 定期委員会は、主に次の事項について検討する。ただし、E.F.G.については、一定の期間内に生じた各事件につき、適時委員会において適時検討した事項を総括的に評価・検討するものとする。

A. 委員会その他事業所内の組織に関すること

B. 虐待の防止のための指針の整備に関すること

C. 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

D. 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること

E. 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

F. 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

G. 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(7) 適時委員会は、養護者（利用者の家族等）による虐待や職員による虐待が疑われる場

合、もしくは職員その他関係者から虐待通報や虐待に関する相談がなされた場合に速やかに開催することとし、主に次の事項について検討する。

- a. 問題とされる事実の確認
- b. 問題とされる事実の評価（虐待認定）
- c. 虐待認定した場合の市町村への通報
- d. 虐待認定しない場合の組織的対応の検討
- e. 職員が虐待した場合の同人に対する処遇（懲戒処分等）に関する人事部との連携
- f. 職員が虐待をした場合の関係者への謝罪や法的責任の履行に関する検討
- g. 職員が虐待した場合の関係者への謝罪や対外的な事実公表に関する検討
- h. 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- i. 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

（８） 委員会で協議し決定した事項は、事業所従業員に周知徹底する。

（９） 員会の議事録のうち個別事件に関する部分については、秘匿性の高い情報を扱うため原則として非公開とし、法令の定めにより開示すべき場合にのみ対応する。

3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

虐待の防止、早期発見と発生時の速やかな被虐待者保護を実効化するため、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時に虐待防止のための研修を実施する。

研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発する者であるとともに、本方針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

研修の実施内容は、都度委員会において記録し保管する。

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

（１） 何人も、高齢者虐待防止法に定める虐待（身体的、心理的、性的、経済的、不作為による虐待）を受けたと思われる高齢者を発見したときは、速やかに関係機関と連携し高齢者の生命・身体・財産の保護に努める。

（２） 虐待が起きたことが明らかな場合や、被害が深刻であるなど緊急性が高い場合、「虐待を受けたと思われる」場合は適時委員会を通す必要はなく、直ちに市町村または地域包括支援センターに通報すること。その際、委員会にも平行して相談・連絡・報告すること。

（３） 虐待の有無が不明である場合や、虐待と認定すべきか分からない場合は、適時委員会に都度速やかに報告・相談すること。その後、委員会が不適切と思われる対応をしたと思われる場合は、「虐待を受けたと思われる」事案として各自の判断で市町村または地域包括支援センターに通報して構わない。

（４） 虐待認定に際し、虐待をする者・されている者の自覚は問わない。

（５） 虐待の通報者は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受け

ない。また通報者の特定に資する情報を漏らしてはならない。

(6) 虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反に問われることはない。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

(1) 相談窓口は原則として営業時間内に対応するが、緊急性の高い場合は被虐待者の生命・身体・財産の保護を優先して柔軟に対応する。

(2) 口頭での報告や相談を受け付ける窓口とは別に、24時間受診可能なメールやSNSの体制も整備する。

(3) 相談・報告を受けた場合、窓口担当者は速やかに委員会に報告し、原則として適時委員会を開催する。

(4) 相談者や通報者の特定に資する情報は保護され、虐待者等に知られてはならない。

(5) 相談・報告の記録は都度窓口が作成し、万全なセキュリティ策を講じた上で保管する。

6 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待防止と権利擁護の観点からは、以下のような状況に応じて成年後見制度を活用することも必要である。虐待者が家族の場合は、後見申請が期待出来ないため、他の4親等内の親族を調査するか、行政に対し市町村村長による申立てを積極的に求めることとする。

(1) 身体的虐待や不作為による虐待（ネグレクト）等が原因で、老人福祉法上の措置により特別養護老人ホームなどに入所されたが、被虐待者が認知症等である場合

(2) 認知症の被虐待者が、親族等から経済的虐待を受けている場合

(3) 虐待を受けておらずとも、独居等、身近に保護者となる者がいない認知症者が詐欺や押し売り等の被害に遭い、又は被害に遭うであろうことが予想される場合

(4) 虐待を受けておらずとも、独居等、身近に保護者となる者がいない認知症者が自身の生活環境を維持できず、生命の維持が危がまれる状態となることが予想される場合（セルフネグレクト）

7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

(1) 虐待通報後、虐待者から問い合わせや苦情が来た場合は委員会に報告し、以後委員会において対応する。このとき、通報者の氏名等を聞かれても開示してはならない。

(2) 虐待通報後、虐待者から恫喝等違法な行為を確認された場合は、速やかに警察に通報し毅然と対処する。

(3) 養護者が虐待者である場合は、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

8 利用者等に対する該当指針の閲覧に関する事項

本指針は利用者・家族や関係機関がいつでも閲覧できるよう事務所内に掲示し、またホームページに掲載する。

9 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

本指針に記載のない対応マニュアル等の詳細については、愛知県高齢者虐待対応マニュアルに基づいて対応する。

附則

2022年1月1日施行

2024年4月1日改訂

高齢者虐待を防ぐために

高齢者虐待とは

「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」では、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であることから、高齢者虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、養護者の支援を行うことにより負担の軽減を図ることとされております。

高齢者虐待防止法では、次のような行為を虐待と定義しています。

高齢者虐待の定義

類型	内容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

愛知県関係資料

[介護保険・高齢者福祉ガイドブック - 愛知県](#)

抜粋)

○愛知県内高齢者虐待対応窓口

瀬戸市 代表：0561-82-7111
高齢者福祉課地域支援係 平日：0561-88-2626（直通）
夜間・休日：0561-82-7111（警備員室）

尾張旭市 代表：0561-53-2111
長寿課 平日：0561-53-2111（内線 307）
夜間・休日：0561-53-2111（宿直室）

○愛知県内地域包括支援センター

瀬戸市
瀬戸市基幹型地域包括支援センター：0561-88-1294

やすらぎ地域包括支援センター：0561-84-2287
ふたば地域包括支援センター：0561-87-4139
はたやま地域包括支援センター：0561-89-6165
地域包括支援センターしなの：0561-41-3231
地域包括支援センターせと：0561-97-0552
水野地域包括支援センター：0561-86-8770
地域包括支援センター中央東：0561-87-5083

尾張旭市

尾張旭市地域包括支援センター：0561-55-0654

○成年後見制度について

法務省民事局（代表）03-3580-4111

成年後見制度について：法務省民事局参事官室

成年後見登記制度について：法務省民事局民事第一課

○弁護士等相談機関

愛知県弁護士法律相談センターは予約制（052-565-6110）。

予約受付：月曜日から金曜日午前10時から午後7時

土・日・祝日は午前10時から午後4時30分

1 愛知県弁護士会 アイズ

愛知県弁護士会では、高齢者・障がいのある方々を法的な側面から支援するために「高齢者・障害者総合支援センター（アイズ）」を設立し、高齢者・障がいのある方のパートナーになりたいと思い、活動しています。高齢者・障がいのある方々で、財産の管理、介護・福祉サービスの利用、虐待や財産侵害などについて、生活支援につながるようアドバイスや事件解決を行っています。お困りのことがありましたら、お気軽にご相談下さい。

052-203-2677（アイズ事務局）

（電話相談）・・・無料，10分程度の簡単な相談が原則

052-252-0018（相談専用電話）

（福祉関係者向けファクス相談）「ほっとくん」

専用FAX 052-203-2677

相談申込書のダウンロード [ほっとくん申込書・回答書](#)

〈相談機関／成年後見人等推薦・支援団体〉

1 愛知ばあとなあセンター（社団法人愛知県社会福祉士会）

<http://www.mmjp.or.jp/acsw/>

052-202-3155

2 アイズ（愛知県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター）

http://www.aiben.jp/page/frombars/katudou/k-09aiz/aiz_00.html

052-203-2677

3 リーガルサポートセンター 愛知支部（社団法人成年後見センター・リーガルサポート）

<http://www.legal-support.or.jp/>

052-683-6696

〈その他相談機関〉

1 日本司法支援センター 愛称「法テラス」のご案内

業務時間：平日 9：00～17：00

【無料法律相談】・収入が一定基準以下の少ない方が対象となります。

- ・相談時間は30分程度
- ・相談は同一案件につきお一人3回まで

法テラス愛知

050-3383-5460

〒460-0008 名古屋市中区栄 4-1-8 栄サンシティービル 15 階

【相談】（いずれの相談も祝日を除く）

法テラス三河

050-3383-5465

〒444-0059 岡崎市康生通西 3-5 森岡崎ビル 2 階

【相談】（祝日を除く）

○ドメスティックバイオレンス・女性保護団体関係

1 愛知県女性相談支援センター 052-962-2511

火曜日～日曜日 9時～12時、12時45分～16時30分

（ただし、土・日は16時まで）

2 愛知県女性総合センター DV専門相談 052-962-2527

月曜日～金曜日 9時～21時、土・日曜日9時～16時

（祝日・年末年始等除く）

尾張駐在室（瀬戸市、尾張旭市等）052-961-7211（内線 2323）

月曜日～金曜日 9時～17時
(祝日・年末年始を除く)

- 3 愛知県女性相談センター女性悩みごと相談 052-962-2527
- 4 愛知県庁健康福祉部地方機関女性相談センター 052-913-1101
- 5 女性人権ホットライン 0570-070-810
平日 8時30分～17時15分

○警察相談電話

- 1 警察安全相談専用電話 (プッシュ回線短縮ダイヤル) #9110
052-953-9110
警察本部の住民サービス課相談係(住民コーナー)につながります
月～金曜日 9時～17時(祝日は除く)
- 2 ストーカー110番 052-961-0888 (24時間受付)
- 3 悪質商法110番 052-951-4194
月～金曜日 9時30分～16時(祝日は除く)
- 4 愛知県警察本部ハートフルライン(こころの悩み相談) 052-954-8897
月～金曜日 9時～17時(祝日は除く)

○各警察署生活安全課(暴力被害・告訴・保護命令に関する事など)

警察署名	担当地域	電話番号
守山	尾張旭市	052-798-0110
瀬戸	瀬戸市	0561-82-0110

○その他

- 1 認知症介護研究・研修大府センター 愛知県認知症介護支援電話相談
月～金曜日 10時～16時(祝日は除く) 0562-31-1911
- 2 認知症の人と家族の会 認知症介護相談
月～金曜日 10時～16時(祝日は除く) 0562-33-7048
- 3 名古屋いのちの電話 052-931-4343
(精神的な危険にある人の相談)

2025.3.1改訂

